

第4回 議会の議員の定数等に関する小委員会次第

日 時 平成16年5月10日(月)
午後3時
場 所 浜川市役所 第2・3会議室

1 開 会

2 あいさつ

3 議 事

(1) 議会の議員の定数及び任期の取扱いに関することについて

(ア) 調整方針案(例)

(イ) 定数特例と在任特例の具体的例示

4 その他

(1) 次回会議日程について

6 閉 会

<調整方針案(例)>

第1案【定数特例】

- (1) 市町村の合併の特例に関する法律第6条第1項の規定を適用し、新市の設置後最初に行われる選挙により選出される議会の議員の任期に相当する期間に限り、新市の議会の議員の定数は44人とする。【 1】
- (2) 地方自治法第91条第1項の規定による新市の議会の議員の定数は、30人とする。【 2】
- (3) 新市の設置後最初に行われる選挙につき、公職選挙法第15条第6項及び公職選挙法施行令第9条の規定を適用し、関係市町村を単位とした選挙区を設け、各選挙区ごとの定数は、渋川市 人、伊香保町 人、小野上村 人、子持村 人、赤城村 人、北橋村 人とする。【 3】
- (4) 特例期間終了後の選挙区については、全市域を1つの選挙区とする。【 4】

【 1】上限が60人で協議により定める。

【 2】地方自治法上の議員定数の上限が30人で、協議により定める。

【 3】選挙区ごとの定数は、協議により定める。(3ページの選挙区の定数例を参照)

【 4】選挙区の設置については、協議により定める。

委員の意見等

- (1) 94人で1年間在任するか、44人で4年間在任するか、どちらが意見の反映ができるか判断することになる。
- (2) 44人程度がよい。多くても50人。50人までなら黒字になる。(現報酬額と比べ)
- (3) 議員数が多いと議事のスピードが落ちる。40人が限度と思うが50人は超えるべきではない。
- (4) 住民の理解を得るには、現報酬額を増やすべきでない。定数特例では人数を減らすことになる。
- (5) 対等合併なので報酬は同額とすべき。
- (6) 選挙区を設け、人口割り以外の割当てを願いたい。1人では何もできない。特例後は選挙区がない方がよい。
- (7) 特例後の選挙は、選挙区を設置しない方が有利な場合もある。最初の任期で基盤づくりができる。
- (8) この場で納得して持ち帰っても、説得できない。
- (9) 定数特例の場合、伊香保町、子持村(任期：H16.10.7)はすぐに選挙になる。

その他の問題点

- (1) 現議員全員が在任できないため、議会の理解が得にくい。
- (2) 議場の整備等の経費が必要となる。
- (3) 原則に比べ報酬総額が多額となる。(44人の場合、年間約8,600万円の増)

第2案【在任特例】

- (1) 関係市町村の議会の議員は、市町村の合併の特例に関する法律第7条第1項第1号の規定を適用し、合併後1年間、【 1】引き続き新市の議会の議員として在任する。
- (2) 地方自治法第91条第1項の規定による新市の議会の議員の定数は、30人とする。【 2】
- (3) 選挙区については、全市域を1つの選挙区とする。【 3】
- (4) 議員報酬については、在任期間中は旧市町村それぞれの報酬額とし、【 4】在任期間終了後、最初に行われる新市の議会議員の選挙以降の議員報酬については、新市において定める。

【 1】合併から2年以内の範囲で協議により定める。

【 2】地方自治法上の議員定数の上限が30人で、協議により定める。

【 3】選挙区の設置については、協議により定める。

【 4】渋川市報酬額に統一あるいは2段階方式など、協議により定める。

委員の意見等

- (1) 議会は、議員全員の在任を選択する。
- (2) (全議員の在任は)議会の論理であり、住民は94人もいるのかという話しになる。
- (3) 首長は失職し、議員は全員在任では、住民に納得されない。
- (4) 任期は、2年が多いようだったが最近では1年にするとか、短くなる傾向にある。
- (5) 2年は長い、せいぜい1年である。
- (6) 94人となった場合の報酬総額は、9ヶ月で現在の1年分となる。
- (7) 9ヶ月は定例会が3回できるのでちょうど良いぐらい。3ヶ月、6ヶ月では議論ができない。
- (8) 住民の理解を得るには、現報酬額を増やすべきでない。在任特例では今までの報酬とする。
- (9) 対等合併でも、報酬は違ってても良い。
- (10) 同じ議員活動なので同額とすべき。
- (11) 在任の問題点として議員の身分の保全や報酬のお手盛りなどの批判がある。
- (12) 在任特例の場合、(合併期日にもよるが)赤城村は選挙なしで(最長)6年間在任することになる。

その他の問題点

- (1) 原則に比べ報酬総額が多額となる。
(在任期間中、現行どおりとしても、年間約1億8,900万円の増)
- (2) 議場の整備等の経費が必要となる。

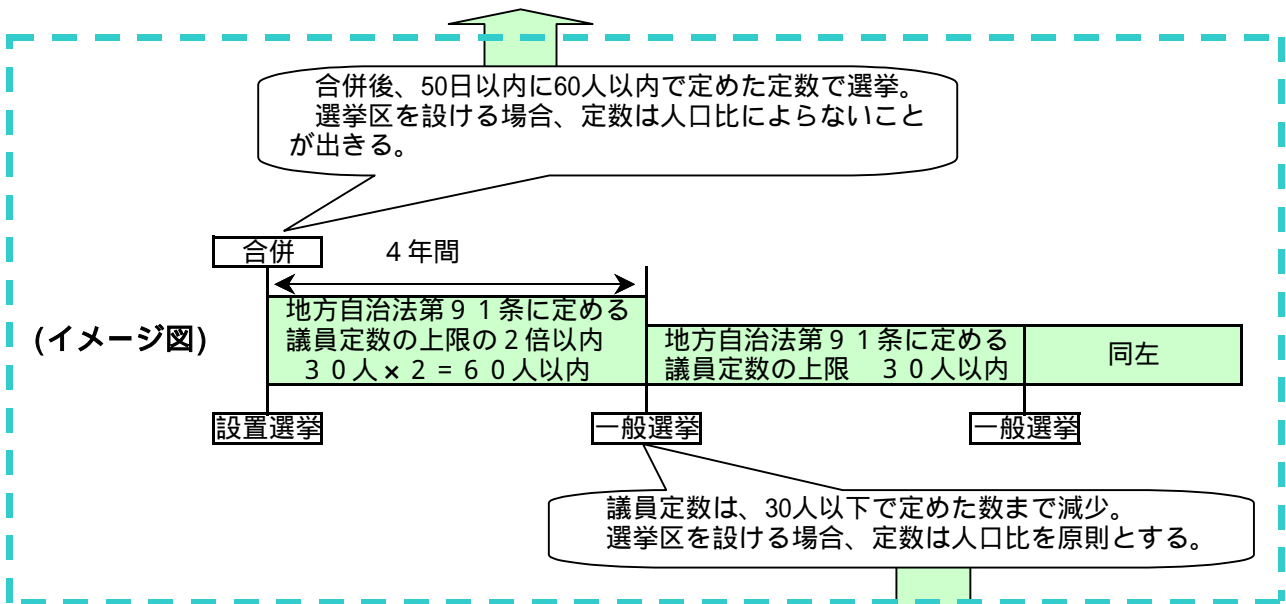
【 定数特例と在任特例の具体的例示 】

1 定数特例（特例法第6条第1項）

60人以内で定数を定め、設置選挙を行う。

選挙区の定数（設置選挙のみ）

		渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村
定数 40	基礎定数1 + 人口割	19	3	2	5	6	5
	基礎定数2 + 人口割	17	3	3	6	6	5
	基礎定数3 + 人口割	15	4	4	6	6	5
定数 44	基礎定数1 + 人口割	22	3	2	6	6	5
	基礎定数2 + 人口割	19	3	3	6	7	6
	基礎定数3 + 人口割	17	4	4	6	7	6
定数 50	基礎定数1 + 人口割	25	3	2	7	7	6
	基礎定数2 + 人口割	23	4	3	7	7	6
	基礎定数3 + 人口割	20	4	4	7	8	7



選挙区の定数（30人の場合）

	渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村	合計
原則（人口割）	16	1	1	4	4	4	30

報酬の比較（渋川市の報酬額を基準とする。）

	1年	との差額	との差額
現在の6市町村の報酬の計	389,665,300	0	203,284,800
原則30人の場合	186,380,500	203,284,800	0
定数40人の場合	247,796,500	141,868,800	61,416,000
定数44人の場合	272,362,900	117,302,400	85,982,400
定数50人の場合	309,212,500	80,452,800	122,832,000

【 協議事項 】

設置選挙

- 1) 定数を何人にするか。（60人以内）
- 2) 選挙区を設けるか。設置する場合、選挙区の定数は何人にするか。（人口に比例しないことができる。）

次回の一般選挙

- 1) 定数を何人にするか。（30人以内）
- 2) 選挙区を設定するか。（新市において調整することも可能）
 - ・設定する場合、各選挙区の定数は、人口比となる。

【 メリット 】

在任特例に比べ、報酬が低く押さえられる。
設置選挙を首長選挙と同時に行うことができ、経費の節減となる。（次回一般選挙以降も同様）
任期が4年となることから、新市建設の基礎となる時期に改選の必要がない。

2 在任特例（特例法第7条第1項）

6市町村の議員全員(94人)が新市の議員として在任する。

報酬の比較

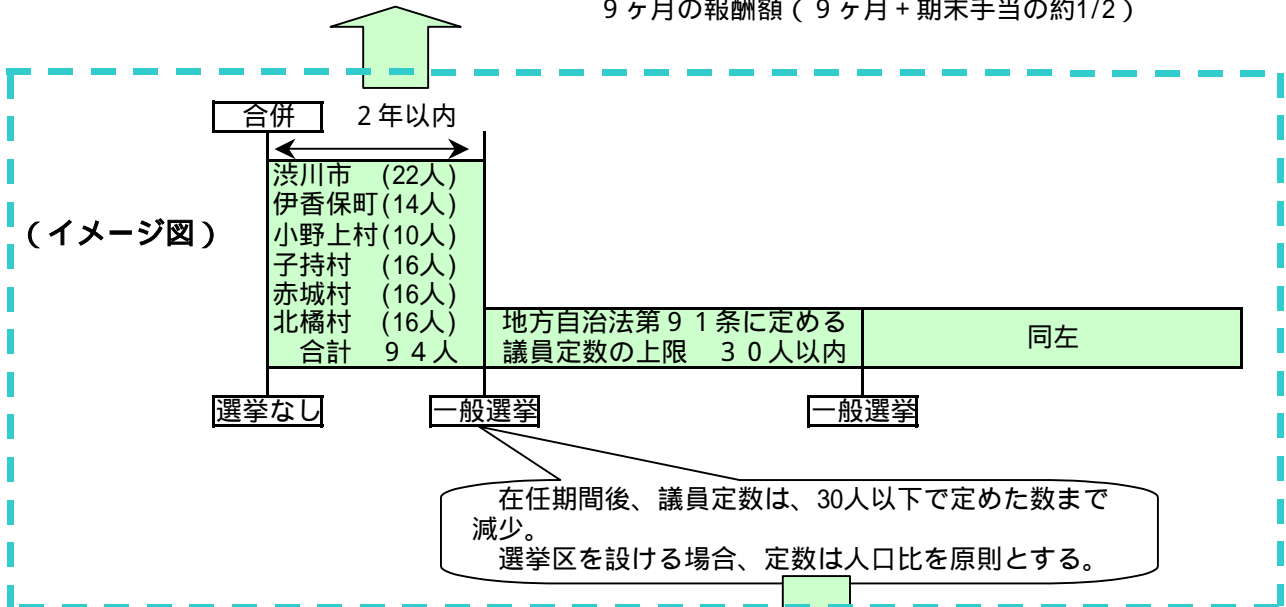
在任特例を採用した場合に、現在の議員報酬総額を上回らないためには、

(1)報酬を現在の各市町村の報酬とする。

(2)報酬を渋川市の報酬とした場合、在任期間を考慮する。

	9ヶ月	1年
現6市町村の報酬の計		389,665,300
渋川市の報酬に合わせた場合	387,710,475	579,442,900
現在の報酬総額との差		189,777,600

9ヶ月の報酬額（9ヶ月＋期末手当の約1/2）



選挙区の定数（30人の場合）

	渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村	合計
原則（人口割）	16	1	1	4	4	4	30

【 協議事項 】

在任期間中

- 1) 在任の期間
 - ・ 2年以内の範囲で定める。
- 2) 在任期間中の報酬
 - ・ 同額とするか、現行どおりとするか。

一般選挙

- ・ 定数特例の「次回の一般選挙」と同じ

【 メリット 】

合併を支えた旧市町村の議員が在任するため、新市への政策の継続性が保たれる。
地域住民の声を行政に反映しやすい。

前橋市の議会の議員の定数等について

(前橋広域市町村合併協議会資料より)

項 目	前橋市	大胡町	宮城村	粕川村	合 計
条 例 定 数	36	18	16	18	88
任 期	H13.2.23	H15.5.1	H15.4.30	H12.12.8	-
	H17.2.22	H19.4.30	H19.4.29	H16.12.7	-
人 口	284,148	16,470	8,336	11,520	320,474
議員 1 人あたりの住民数 /	7,893	915	521	640	3,641

市町村議会の議員の法定数（地方自治法第91条第2項）
 人口30万人以上50万人未満の市 46人

合併の方式 編入合併

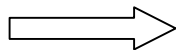
特例法の適用（在任特例）

大胡町、宮城村及び粕川村の議会の議員は、市町村の合併の特例に関する法律第7条第1項の規定を適用し、前橋市の議会の議員の残任期間に限り、前橋市の議会の議員として引き続き在任する。

在任特例後の一般選挙

合併後最初に行われる一般選挙により選出される議会の議員の任期に相当する期間に限り、46人とする。

合併前の前橋市の選挙区のほかに、合併前の大胡町、宮城村及び粕川村の区域ごとに選挙区を設ける。（公職選挙法第15条第6項）



増員となった10人を3町村の区域に割り振る。
 （公職選挙法施行令第9条：人口比によらない定数）

項 目	前橋市	大胡町	宮城村	粕川村	合 計
人 口	-	16,470	8,336	11,520	36,326
算 式	-	$10 \times 16,470 / 36,326$	$10 \times 8,336 / 36,326$	$10 \times 11,520 / 36,326$	-
算 出 数	-	4.53	2.29	3.17	10
議 員 定 数	36	5	2	3	46

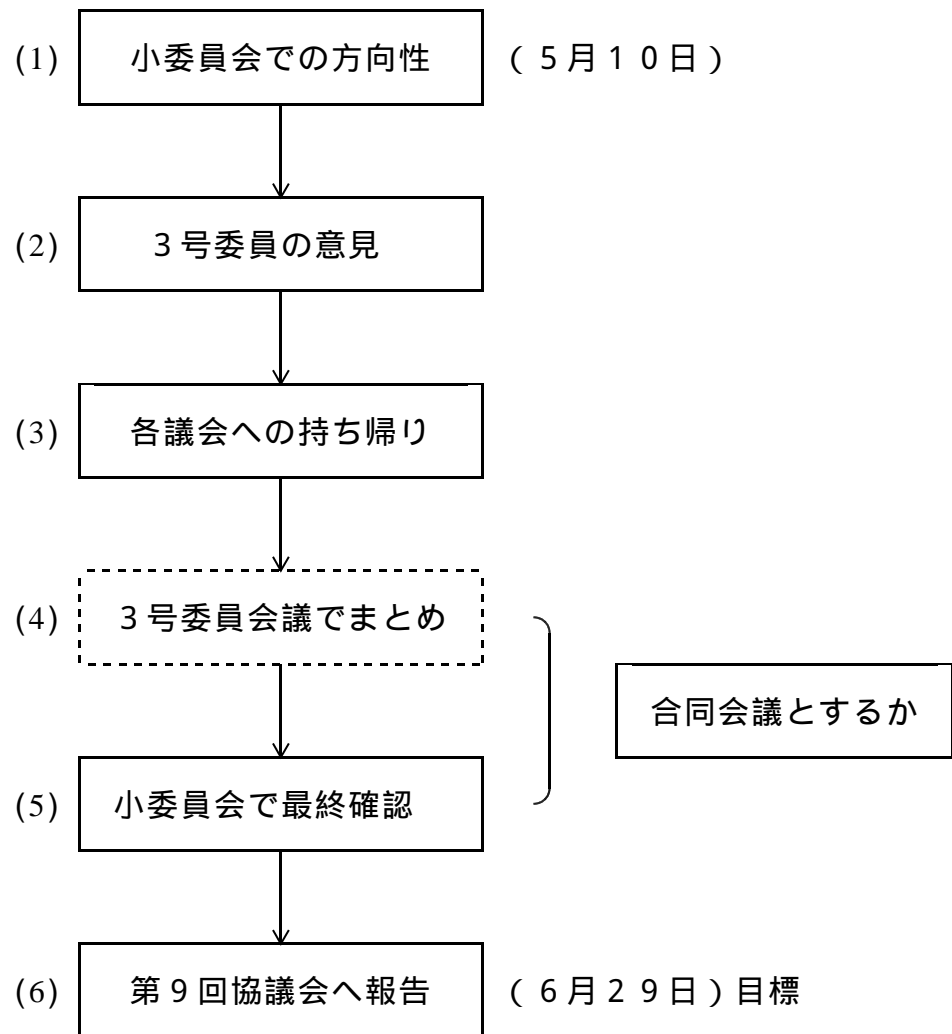
参考

特例法による定数特例

編入する市町村（前橋市）と編入される市町村（3町村）の人口比に、編入する市町村（前橋市）の合併前の議員定数を乗じて得た数を、各選挙区の定数とする。（小数点以下は四捨五入）

項 目	前橋市	大胡町	宮城村	粕川村	合 計
人 口	284,148	16,470	8,336	11,520	320,474
算 式	-	$36 \times 16,470 / 284,148$	$36 \times 8,336 / 284,148$	$36 \times 11,520 / 284,148$	-
算 出 数	-	2.09	1.06	1.46	-
議 員 定 数	36	2	1	1	40

【今後の手順の方向】



課題

合併の枠が定まらない段階でとりまとめが可能か